

報告第 4 号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、資金不足比率を別紙のとおり算定したので、別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

清水町長 辻 康 裕

1 資金不足比率の状況（令和6年度決算）

地方公営企業法適用

（単位：千円）

会 計 名	流動負債 （控除企業債等を除く）	算入地方債	流動資産	資金不足額 ・ <u>剰余額</u>	事業の規模	資金不足比率 （％）
	(1)	(2)	(3)	$(4) = (3) - (2) - (1)$	(5)	$(4) \div (5) \times 100$
水道事業会計	55,403	13,991	367,141	297,747	186,524	—
下水道事業会計	65,099	0	516,857	451,758	122,926	—

※ 資金剰余である場合、資金不足比率は「ハイフン」で表示しています。

資金不足比率の説明資料（令和6年度決算）

○資金不足比率について

資金不足比率は、「公営企業会計における事業規模（料金収入等）に対する資金不足額の割合」のことで、公営企業の経営状況が赤字か黒字かを判断する指標です。

【 資金不足比率の算出式 】

資金不足比率＝資金不足額／事業の規模（営業収益の額－受託工事収益の額）

資金不足額とは、公営企業会計ごとに流動資産から算入地方債（建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）、流動負債（企業債を除く）を差し引いて算出した額のことで、一般会計等の実質赤字に相当するものとして連結実質赤字比率に算入する額と同様となります。

算定対象となる水道事業会計、下水道事業会計は、いずれも資金剰余であり資金不足額は発生しておりませんので、資金不足比率はありません。

清 監 査 号
令和7年8月22日

清水町長 辻 康 裕 様

清水町代表監査委員 飯 野 光 彦 

清水町監査委員 西 山 輝 和 

令和6年度決算に基づく資金不足比率の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和6年度決算に基づく資金不足比率の審査について、審査の結果を別紙のとおり意見を付して提出する。



令和6年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

令和6年度清水町の各公営企業会計の決算に基づき、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の期間

令和7年8月19日から令和7年8月20日まで

3 審査の方法

この資金不足比率審査は、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会 計 の 名 称	令和6年度 資金不足比率	経営健全化基準	備 考
	(%)	(%)	
水 道 事 業 会 計	—	20.0	
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0	

(2) 個別意見

各会計の資金不足比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。